

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 23-10 炭素繊維巻立て工	炭素繊維巻立て工について、目付量 200 g/m ² の炭素繊維の単価は、①NEXCO の土木工事等単価、②物価資料の単価のどちらをお考えでしょうか。ご教示願います。 また、NEXCO の土木工事等単価の場合、補修材またはトンネルはく落防止材のどちらに該当するのでしょうか。ご教示願います。	炭素繊維巻立て工について、目付量 200 g/m ² の炭素繊維の単価は、NEXCO の土木工事等単価を想定しております。また、補修材またはトンネルはく落防止材のどちらにも該当しません。
2	特記仕様書 23-6 落橋防止構造	落橋防止構造の作業内容に含まれている近接調査計測工について、外業の技師の労務がありますが、この技師の単価は、週休二日補正をしないと考えるとよろしいでしょうか。ご教示願います。	週休二日補正をしないと想定しております。
3	特記仕様書 23-6-5 (3) 落橋防止構造の亜鉛メッキ	落橋防止構造の亜鉛メッキ単価は、①NEXCO の土木工事等単価の溶融亜鉛メッキ標識柱単柱単価、②物価資料の単価のどちらをお考えでしょうか。ご教示願います。	物価資料の単価を想定しております。
4	特記仕様書 23-6 落橋防止構造	作業内容の中にある、上下部工付ブラケット側のアンカーボルトの削孔について、上方向削孔の場合は NEXCO 積算基準書に示されている ①コアボーリング、②削岩機、③電気ドリルのどちらを適用するのでしょうか。または、他の積算基準を適用するのでしょうか。その場合、積算基準の名称を合わせて、ご教示願います。	コアボーリングを想定しております。

5	特記仕様書 23-6 落橋防止構造	作業内容の中にある、上下部工付ブラケット側のアンカーボルトの削孔について、水平方向削孔の場合はNE XCO積算基準書に示されている ①コアボーリング、②削岩機、③電気ドリルのどちらを適用するのでしょうか。または、他の積算基準を適用するのでしょうか。その場合、積算基準の名称を合わせて、ご教示願います。	コアボーリングを想定しております。
6	特記仕様書 23-6 落橋防止構造	上下部工付ブラケット側のアンカーボルトの注入材単価について、①NE XCOの土木工事等単価、②物価資料の単価のどちらをお考えでしょうか。ご教示願います。	NE XCOの土木工事等単価を想定しております。
7	特記仕様書 23-6 落橋防止構造	落橋防止構造材料の製作・防錆（工場塗装）は工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせず、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。	共通仮設費及び現場管理費の対象と想定しております。また、工場管理費は対象外と想定しております。
8	特記仕様書 23-6 落橋防止構造	上下部工付ブラケット材料の製作・防錆（工場塗装）は工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせず、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。	共通仮設費及び現場管理費の対象と想定しております。また、工場管理費は対象外と想定しております。
9	特記仕様書 23-13 橋脚切り欠き部充填工	アンカー工の削孔について、水平方向削孔の場合はNE XCO積算基準書に示されている ①コアボーリング、②削岩機、③電気ドリルのどちらを適用するのでしょうか。または、他の積算基準を適用するのでしょうか。その場合、積算基準の名称を合わせて、ご教示願います。	コアボーリングを想定しております。

10	特記仕様書 23-13 橋脚切り欠き部充填工	アンカー工の注入材単価について、①NEXCOの土木工事等単価、②物価資料の単価のどちらをお考えでしょうか。ご教示願います。	NEXCOの土木工事等単価を想定しております。
11	特記仕様書 23-15 橋座補強工	アンカー工の削孔について、水平方向削孔の場合はNEXCO積算基準書に示されている ①コアボーリング、②削岩機、③電気ドリルのどちらを適用するのでしょうか。または、他の積算基準を適用するのでしょうか。その場合、積算基準の名称を合わせて、ご教示願います。	コアボーリングを想定しております。
12	特記仕様書 23-15 橋座補強工	アンカー工の注入材単価について、①NEXCOの土木工事等単価、②物価資料の単価のどちらをお考えでしょうか。ご教示願います。	NEXCOの土木工事等単価を想定しております。
13	特記仕様書 23-16 横変位拘束構造	作業内容の中にある、上部工ブラケットのアンカーボルトの削孔について、上方向削孔の場合はNEXCO積算基準書に示されている ①コアボーリング、②削岩機、③電気ドリルのどちらを適用するのでしょうか。または、他の積算基準を適用するのでしょうか。その場合、積算基準の名称を合わせて、ご教示願います。	コアボーリングを想定しております。
14	特記仕様書 23-16 横変位拘束構造	上部工ブラケットのアンカーボルトの注入材単価について、①NEXCOの土木工事等単価、②物価資料の単価のどちらをお考えでしょうか。ご教示願います。	NEXCOの土木工事等単価を想定しております。

15	特記仕様書 23-16 横変位拘束構造	横変位拘束構造の製作・防錆（工場塗装）は工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせずに、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。	共通仮設費及び現場管理費の対象と想定しております。また、工場管理費は対象外と想定しております。
16	特記仕様書 23-16 横変位拘束構造	上部工ブラケット材料の製作・防錆（工場塗装）は工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせずに、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。	共通仮設費及び現場管理費の対象と想定しております。また、工場管理費は対象外と想定しております。
17	特記仕様書 23-17 アンカー工	アンカーの削孔について、下方向削孔の場合はNEXCO積算基準書に示されている ①コアボーリング、②削岩機、③電気ドリルのどちらを適用するのでしょうか。または、他の積算基準を適用するのでしょうか。その場合、積算基準の名称を合わせて、ご教示願います。	コアボーリングを想定しております。
18	特記仕様書 23-17 アンカー工	アンカー工の注入材単価について、①NEXCOの土木工事等単価、②物価資料の単価のどちらをお考えでしょうか。ご教示願います。	NEXCOの土木工事等単価を想定しております。